

「江別市自治基本条例検討委員会から提出された提言書に対する市の考え方」 に係る意見公募（パブリックコメント）結果

令和7年7月

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

■意見の募集結果

募集期間	令和7年6月11日（水）から 令和7年7月10日（木）まで
提出者数	1名
提出件数	2件

■寄せられたご意見については、できるだけ正確に表すため、個人を特定できる箇所やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。

No	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	「江別市自治基本条例」は条例の本文と共に制定に当たっての考え方（立法の精神）や条文を補足する役割の「江別市自治基本条例 条文と解説」という2つでセットになっているという全国的に見てもユニークな特徴があります。これは、一般的な法律や条例といったものが、制定された瞬間から条文の文字列のみの解釈論に終始することなく、立法の精神を無視した形での適用や解釈をできるだけ避ける目的で作成されました。つまり、条例改定の際にいつでも原点に戻って議論ができるように用意したいわば副読本であります。「条文」および「解説」については、その時代背景に応じた改定がされながら運用をされることを希望します。	「江別市自治基本条例検討委員会」では、条例が時代の要請や社会情勢の変化に対応しているかなどを検証した上で、見直しの必要性等を検討した結果、条例の認知や情報発信、職員の意識向上など、今後の取組についての提言書が提出されたところです。 市では、検討委員会の提言を踏まえ、「江別市自治基本条例 条文と解説」の解説文の見直しを行います。
2	第2条第1項に掲げられる「市民」の定義はたいへん広義であるが、共に江別市に係るものとして“一緒にまちづくりを推進していこう！”という仲間を指します。その活動を通じて意見を出すのも自由です。一方、第26条第1項の住民投票へ参加できる「住民」や投票権のある市民が投票で「市長」や「議員」を選ぶことにより“まちづくり”を選択することができます。もっと平たく言うと「市民」からは“まちづくり”に自由に意見を出すできるが、「住民」は“まちづくり”に責任を持つということになります。この辺りを「解説」にうまく反映していただければと考えます。	「江別市自治基本条例」では、市内に住所を有する住民のほか、市内に勤務、通学、事業活動等を行う者も「市民」と位置付けています。 同様に、「市民」には、市政参加やまちづくりへの意見表明などの「権利」がある一方で、まちづくりの推進に努めることや自らの発言及び行動に責任を持つなど、「責任」があることも規定されております。 市では、検討委員会の提言を踏まえ、条例がわかりやすく伝わるよう、「江別市自治基本条例 条文と解説」の解説文の見直しを進めてまいります。